

横浜で

子ども食堂 地域食堂

をつくらう!

GUIDE
BOOK



横浜で「子ども食堂・地域食堂」を つくろう!

～ガイドブック～の発行にあたって…

現在、「子ども食堂・地域食堂」の活動は全国に広がり、横浜においても、多くの地域住民の方や法人・企業の方が様々な形で活動を実施したり、活動のご支援をいただいています。

子どもたちにとって、家庭や学校以外の場所に、安心できる温かな居場所があることは、いざという時に頼れる場所や人が増えることでもあります。

また、親や先生以外の大人と関わることは、核家族化等が進む現代において、大切に貴重な経験でもあります。

本ガイドブックは、「子どもたちのために、子ども食堂(地域食堂)をやってみよう」と考えていただいている方に向けて、「子ども食堂・地域食堂」を立ち上げる際の具体的な手順をお示しすることを目的として作成しました。

子どもは、家族にとっても、社会にとっても、様々な可能性を持ったかけがえない存在であり、未来を創る力です。

子どもの育ち・成長と子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや家族の幸せにつながるだけでなく、横浜の未来を創ることにほかなりません。

全ての市民の方が横浜の将来を担う子どもに目を向け、「子どもにとって」の視点で、自分にできることはないかを考え、地域全体で子どもを見守り、育てることが重要です。

横浜で生まれた子どもたちが、地域との関わりの中で健やかに育ち、その育ちが、温かな地域・社会をつくる原動力となるようなまち「よこはま」の実現を目指して、これからも地域の皆さまとともに取り組んでいきたいと思えます。

なお、このガイドブックの発行にあたっては、横浜市社会福祉協議会や市内の区社会福祉協議会、横浜市内で「子ども食堂・地域食堂」に取り組んでいただいている方々にご協力をいただきました。この場を借りて、お礼申し上げます。

横浜市こども青少年局
(令和3年3月 改訂)



はじめに…

「子ども食堂・地域食堂」ってなに？

- 「子ども食堂」や「地域食堂」には、担い手・開催場所・開催頻度などにより、様々な形態があります。
- このガイドブックでは、「子どもがひとりでも来られ、見守る大人がいる、食事を中心とした子どもたちの居場所づくりの取組」を対象とした内容になっています。
- 「子ども食堂・地域食堂」は、子どもにとって身近なエリアで、継続的に開催されることにより、担い手との信頼関係ができ、子どもや保護者にとって安心できる居場所となります。
- また、困難を抱える子どもに気づき、見守ることで、地域の中で子どもの育ちを支えるとともに、必要な時には区役所などの専門機関につなぐことで、子どもを様々な立場の人の目で重層的に支えるネットワークをつくっていくことができます。
- 令和2年7月末時点で、横浜市内に約140か所もの「子ども食堂・地域食堂」があることを把握しています。
(横浜市社会福祉協議会調査より)

横浜における「子ども食堂・地域食堂」の意義

- 横浜市民意識調査では、地域のつながりが希薄化する一方で、市民の皆さまの地域や社会活動への参加意向は比較的高い状況です。
- 保護者だけでなく、全ての人が未来を創る子どもに目を向け、「子どもにとって」の視点で、彼らの育ちや学びをとらえ、自分にできることはないかを考えることが、地域で子どもを育てることにつながります。
- 大都市・横浜に「子ども食堂・地域食堂」があることで、地域全体で横浜の子どもたちを見守る・育てるきっかけになり、次のような効果が生まれます。
 - ♥ 子どもの「孤独」や「孤食」の予防につながる。
 - ♥ 子どもにとって、地域の人とつながることで学びの場になる。
 - ♥ 地域でつながり、地域のみんなで子どもを見守ることができる。
 - ♥ 地域のみんなが自分たちの町の子どもを大切に思うことができる。
 - ♥ 地域が子どもから元気もらえる。



コラム

横浜にいろいろな形態の「子ども食堂・地域食堂」があります！

令和2年7月末時点で、横浜市内に約140か所もの「子ども食堂・地域食堂」があることが分かりました。

年々、地域における子どものための取組は増えており、多くの市民の皆さまが子どもを見守り、支援してくださっています。

実施主体

地域団体・地域ボランティアの方やこの他、社会福祉法人、NPO法人、会社等実施主体は多様化しています。

併設機能

食事の提供のほか、居場所(フリースペースや遊び場)や学習支援(勉強や宿題を行う環境)等もあわせて行われている取組が多くなっています。

開催回数

月1回の開催が多く見られます。

子どもの参加料金

無料～100円が多く、実費相当としている所もあります。

実施場所

実施場所は、地域ケアプラザや自治会・町内会会館等のほか、民家や店舗、寺院や教会等様々です。

横浜で「子ども食堂・地域食堂」をつくらう！ ガイドブック

目次

- 「子ども食堂・地域食堂」のはじめかた
 - あなたの思いを周りに伝え、仲間を集めよう 5
 - 「子ども食堂・地域食堂」へ見学に行く 6
 - 自分たちの活動を具体化してみる 7
 - 「子ども食堂・地域食堂」を開催する 10
- 活動に関するQ&A 11
- 気になる子がいたら 12
- 資料集 13

オープンまでの一般的な流れ

思いを伝え、仲間を集める

見学に行く

具体化してみる(立ち上げ準備)

プレオープン

振り返り・見直し

本オープン

最寄りの
区社会福祉協議会*や
地域ケアプラザへ
相談に行く

相談できること

- ・活動資金について
- ・地域の活動や子どもの状況について
- ・活動場所について
- ・人材、食材の確保について
- ・その他支援について



どのタイミングでもOK。
質問があったり、困ったり、
迷ったら、
相談に行きましょう。

*各区社会福祉協議会の連絡先は、P23を御覧下さい。



「子ども食堂・地域食堂」のはじめかた

あなたの思いを周りに伝え、仲間を集めよう

- 一緒に運営していく仲間は、活動継続の要です。
- まずは、友人や近隣の方などに、「子ども食堂・地域食堂」をやりたいというあなたの思いを話してみましょう。
- いろいろな方に話し思いを共有することで、人と人がつながって、一緒に活動してくれる人を集めやすくなります。
- 例えば、周りに地域活動をしている方がいたら、ぜひ話してみてください。今後の開催場所のことや広報のことなど、協力を得られるかもしれません。

あなたの思いを書いてみましょう！

①なぜ、「子ども食堂・地域食堂」をやりたいと思ったのですか？

(例えば…)

- ・テレビで見て、自分も子どもたちのために何かしたいと思ったから
- ・自分の町にも「子ども食堂・地域食堂」があるといいなと思ったから

②これから、地域の中でどんな活動・どんな場所にしていきたいと思っていますか？

(例えば…)

- ・子どもが自由や安心を感じられ、くつろげる居場所
- ・近所の人々が気軽に集まって井戸端会議ができる場所

参考 地域の中の子どもたちの居場所

地域の中には、子どもたちの居場所がいろいろあります！あなたの活動は、地域の中で子どもたちにとってどのような居場所になりたいですか？



「子ども食堂・地域食堂」へ見学に行く

個人 NPO法人
株式会社など

担い手

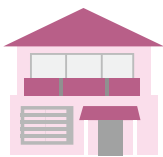
子どもの居場所
宿題や勉強も
見るなど

活動内容

地域ケアプラザ
自治会館
民家など

開催場所

- 仲間が集まったら、自分たちの活動の具体的なイメージを固めていきましょう。そのためには、すでに活動を行っている方の様子を見に行くのが効果的です。
- なお、「子ども食堂・地域食堂」といっても担い手・開催場所・開催頻度など、様々な形態があります。まずは、「あなたの思い(5ページに書いたこと)」を念頭に、自分が見学に行きたいところはどんなところなのか、考えてみましょう。



探す

- 街の掲示板やインターネットなどで見学先を探してみましょう。
- 区社会福祉協議会でもご紹介できます。

連絡する

- 電話やeメールなどで連絡してみましょう。
- 相手先に伝えること
 - ①「子ども食堂・地域食堂」をやってみたいと思っていること。
 - ②希望訪問日時(いくつか候補を伝えましょう)
 - ③参加希望人数…など



見学に行く

- 自分たちの活動に置き換えて考えながら、見学してみましょう。
(例えば…)
- 食事のメニューや料金:**自分たちの場合は何が作れるか?
料金はいくらぐらいに設定するか?
- 場所の広さ:**自分たちの活動にはどのぐらいの広さが必要か?
- 活動の頻度:**自分たちは月に何回ぐらいできるか?
- 参加者:**子どもだけ?親や地域の方も参加している?自分たちの場合はどうする?
- スタッフ・ボランティア:**自分たちの人数でやれる?
受付・会計・調理・配膳・子どもたちへの声かけなど、どんな役割分担でやっている?
- その他:**子どもの送迎は?
- 運営している方に直接お話を聞いてみましょう。
(例えば…)
- ▶ 活動を始めたきっかけ。
- ▶ 始める前に想像していたことと、実際やってみて気づいたこと。
- ▶ 活動を継続するためのコツ。
- ▶ 参加している子どもたちの様子。
- ▶ 食事のアレルギー対応の有無や食中毒等を起こさないために気を付けていること。



※「子ども食堂・地域食堂」を運営中は、お話を聞く時間が取れない場合もあるので、その場合は、後日回答してもらうようにしましょう。

自分たちの活動を具体化してみる

活動を始める前に、決めておくことについて、ご紹介します。

地元の活動情報について

もしかしたら、すぐ近くですでに「子ども食堂・地域食堂」があるかもしれません。あるいは、自治会が子ども向けに食事会やお楽しみ会などを行っているかもしれません。子どもたちのために、そのような方々や活動と連携していくには地元の活動情報やこれまで子どもの成長を支えてきた地元の人たちの思いを聞いたうえで、取り組んでいくことが大切です。まずは区社会福祉協議会や地域ケアプラザに地域の状況を聞きに行ってみましょう。

活動内容のこと

活動の内容を具体的に決めましょう。その際、あなたの活動の目的や目指すもの(5ページに書いたこと)を念頭に置いて、決めていきましょう。

決めること 食堂の名前、開催場所、開催頻度、参加費をもらうか…など

自分たちのこと

今後、活動のことを多くの人に知ってもらったり、助成金を受けたりする時などのために、事前に決めておくことがいくつかあります。

決めること 団体名・グループ名、代表者、役割分担…など

つくるもの 会則・規約、収支計画書、団体名義の通帳…など

準備するもの

活動をはじめるとにあって、準備するものがあります。あなたの活動に必要なものを整理しましょう。

また、参加する子どもたちの事故や食中毒、調理中のけがなど、万が一の時の対応方法についても考えておきましょう。ボランティア活動保険やボランティア行事用保険に加入することも1つの方法です。

準備するもの 食材、食器、活動資金…など

※参考資料①自分たちの活動を具体化してみるチェックシート(13ページ)をご活用ください。

※「子ども食堂・地域食堂」など、地域の取組に対する助成金制度については、参考資料②(17ページ)をご覧ください。

※保険については、参考資料④(22ページ)に掲載しています。

応援してくれる仲間や団体を見つける・増やす

あなたの活動が今後「子どもの笑顔があふれる地域の中の居場所」になるために、このタイミングで、自治会や学校などの地域の方に、活動の目的や目指すもの(5ページに書いたこと)について、相談しておくといでしょう。地域の皆さんにあなたの思いや活動内容を知ってもらうことで、新しい仲間や応援してくれる人が増えるかもしれません。その手法として、プレイベントで一度「子ども食堂・地域食堂」を開催してみるのも1つの方法です。

磯子区【あいあい食堂】

地域の中で登下校の見守りを行ってきたボランティアの方々は、夕方家に家族がいないからと外で遊んでいる子どもを見かけていました。「他にも地域の子どものために何かできることはないかな?」と地域の関係者で集まって話し合いを始めました。

その中で、対象をしぼった子どもだけを集めることは難しいことや、子どもだけでなく大人でも一人暮らしなどで孤食の方がいると気づき、「こどもから大人まで誰でも気軽にわいわい楽しく参加できる場所を作ろう」と『わいわい食堂』をスタートさせました。

わいわい食堂ができたことで、見守りの中で話さなかった子どもたちとも会話する機会となっています。

西区【にこにこ広場】

子どもたちには「身近な大人の存在が必要」と地域の仲間と話し合い、こども食堂をやってみようというこに。元々自治会とのつながりの深いメンバーが最初に連合町内会の会議で「子どもの居場所が必要で。運営は自分たちでやるので、とにかく始めるための協力をしてください」とお願いしたところ、お金の寄付、お米や野菜など食材の寄付、また自治会館の無料提供や広報のお手伝い、担い手の確保など、主旨に賛同した多くの協力を得られました。

居場所の必要を感じながら地域活動をしてきた仲間と共に、地域の代表者でもある自治会の方に思いを伝えられたことで、みんなが応援してくれる活動へと広がっていきました。

戸塚【かしおのこども食堂】

「あったかく」「おうちの雰囲気」を感じてもらいながら安心して過ごせる場所を提供しようと、地区の民生委員さんやボランティアさんが検討委員会を立ち上げ、町内会・区役所の関係課、地区連合自治会との話し合いを何度も重ねながら、民家の一部を開放する住み開きの形で「かしおのこども食堂」を立ち上げました。

いまでは自治会長や役員の方が中心となり、「かしおのこども食堂支援プロジェクト」を立ち上げ、一軒一軒訪問し活動資金を集めるための募金活動などを行っています。多くの人と話し合いを続けたことでみんなが同じ意識を持つことにつながり、さらに地域の問題は地域で解決するという意識を高める機会にもなりました。

泉区【コミュニティしんばし食堂】

新橋地区では15年以上前から子どもの居場所となる様々な活動を地区社協が行ってきました。多くの子どもたちを見ながら家庭に課題を抱えている子どもや居場所のない子どもがいることに気付き、何かしなければという思いから「コミュニティしんばし食堂」は始まりました。平成21年から平日の昼間に、お母さんたちの息抜きや昼間一人である高齢者の居場所として、「カレーの日」という食事会をすでにやっていたことから、夜にもみんなが来られる地域食堂にしました。食事前の夕方には学生や地域のボランティアが学校の宿題をみるなど学習支援も行っています。親子を支える場であり、広くみんなが来られる場、何より子どもらしく過ごせる場にすることで、大人と違い声をあげづらい子どもたちに、何かあったら気づけるよう声をかけ関係を作りながら見守っています。



食事を提供するにあたって…

基本的な考え方

「子ども食堂・地域食堂」の食品衛生法上の取扱は、その事業目的や運営主体、開催場所や開催頻度、食事の提供対象者等により定まります。活動内容によっては、営業許可申請や届出が必要な場合がありますので、「子ども食堂・地域食堂」を始める場合は、これらについて整理した上で、開催場所がある区生活衛生課にご相談ください。

区の 福祉保健センター 生活衛生課へ 相談に行く前に…

【整理しておくこと】運営主体、実施団体名、活動内容(事業目的、開催場所、提供食数、主な対象者、料金設定等)など

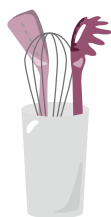
※参考資料①自分たちの活動を具体化してみるチェックシート(13ページ)が活用できます。

【必要書類】実施概要、施設(調理場を含む)の図面、広報用チラシなど

【相談先】区福祉保健センター生活衛生課 ※横浜市の市外局番「045」です。

青葉区	☎978-2463	瀬谷区	☎367-5751
旭区	☎954-6166	都筑区	☎948-2356
泉区	☎800-2451	鶴見区	☎510-1842
磯子区	☎750-2451	戸塚区	☎866-8474
神奈川区	☎411-7141	中区	☎224-8337
金沢区	☎788-7871	西区	☎320-8442
港南区	☎847-8444	保土ヶ谷区	☎334-6361
港北区	☎540-2370	緑区	☎930-2365
栄区	☎894-6967	南区	☎341-1191

食事の提供に あたっての 基本的なルール



【基本ルール】

- 調理に関する衛生管理を行うため、調理を担当する人の中から食品衛生に関する責任者を決めましょう。
- 食品衛生に関する責任者の方は、食品衛生に関する講習^{*1}を受講し、調理を担当する人と情報を共有して食中毒防止に努めましょう。
- 調理を担当する人は、自らが食中毒の原因とならないために、毎回、事前に自身や同居家族の健康状態(手指の傷、発熱、下痢、嘔吐などが無い)を確認し、異常がある場合は、調理しないようにしましょう。
- 調理は、「子ども食堂・地域食堂」の開催日当日に専用の調理室で行い、調理終了後はできるだけ早く食べましょう。
- アレルギー対応が必要な子どもがいるかを確認しましょう。いる場合は、その品目とその日のメニューを保護者に伝え、食事提供の可否を確認しましょう。なお、アレルギー対応ができない場合は、事前にその旨を保護者の方に伝えておく必要があります。

※1 食品衛生に関する講習会については、区社会福祉協議会を通じて区生活衛生課へご相談ください。

※ 区社会福祉協議会にメールアドレス等をご連絡いただければ、食の安全に関する情報や食品衛生の講習会等についてご案内できます。

※ その他参考資料③(18ページ～21ページ)についても参考にしてください。

「子ども食堂・地域食堂」を開催する

まずは、プレオープン!

- プレオープンを通じて、地域の皆さんに自分たちの活動を知ってもらいましょう。
- プレオープンとは、今後のオープンに向けて、当日の段取りをシュミレーションできる貴重な機会です。

いざ、オープン!!

- 初回は力を入れすぎず、得意なメニューや失敗しにくいメニューにしましょう。
- 子どもたちが安心して過ごせる居場所となるためには、継続できる活動であることが大切です。



参考

ある「子ども食堂」の流れ

開催 1か月前

- 区生活衛生課に相談します。
(営業許可が必要になった場合は、開催場所が施設基準に適合している必要があり、許可取得に時間がかかることがあるので余裕を持って来所します。)
- 食品衛生に関する講習会を受講します。
- 地域にオープンに関する広報をします。

開催 2週間前

- 運営スタッフ、ボランティアの人数や、調理場の広さに応じたメニュー食数、料金を決めて、事前に準備できる食材を用意します。
- 当日の役割分担を決めます。(食事をつくる人、配膳をする人、食器を洗う人、会計を担当する人、子どもたちを見守る人など)

当日

13:00 事前打合せ

- 運営スタッフ、ボランティアの体調確認をします。
- 運営スタッフ、ボランティアで本番の流れや、役割分担、用意している食数、緊急時の対応などを確認します。

14:00 準備

- 役割分担に基づき、「食事をつくる」「会場設営を行う」などの準備をします。
- 生鮮食品など、事前に準備できない食材の下ごしらえ等を行います。
- 食品衛生に関する責任者の方は、調理前に調理する方に十分に衛生管理のポイントを伝えるとともに、守られているかチェックしましょう。

16:00 受付開始

17:00 食事開始

- 子どもたちが楽しく過ごせるような声かけや雰囲気づくりを心がけます。また、地域の皆さんにもあいさつなどをして交流を深めます。

19:00 会計処理

- 料金を徴収した場合は、提供食数と収入金額が合っているか、確認します。

19:30 振り返り

- 運営スタッフやボランティアで、事前準備や当日の段取りに不備がなかったか、当日の子どもの様子を共有するなど、振り返りを行います。

困ったなと思ったら
区社会福祉協議会や
地域ケアプラザへ
ご相談ください!

活動を継続するための ポイント

○無理をしない。

困ったり、迷ったりしたら、仲間や周りの方と相談しながら一つずつ解決していきましょう。

○最初に決めたことに とらわれすぎない。

やりながら、あなたの活動に合うやり方を見つけていきましょう。最初のプランを変えても大丈夫です。

○応援してくれる仲間や団体 を見つける・増やす。

あなたの活動が今後「子どもの笑顔があふれる地域の中の居場所」になるために、地域の皆さんにあなたの思いや活動内容を知ってもらうことで、新しい仲間や応援してくれる人が増えるかもしれません。

○他の団体とのネットワークを つくろう。

運営内容や運営方法、子どもが喜ぶ工夫などを学び合うため、他の団体と積極的に交流しましょう。

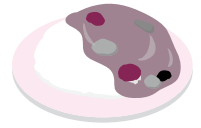


活動に関するQ&A

どんなメニューがいい?

A

- 初回は力を入れすぎず、得意なメニューや失敗しにくいメニューにしましょう。
- 人数変更に対応しやすい「カレー」を提供している取組が多いようです。反対に、「からあげ」などは、数量の変更がしにくいので、用意する量に注意が必要です。
- 食中毒防止のため、十分な加熱をして提供できるメニューにしましょう。
- メニューを決める際は、アレルギーのことを考慮するか、アレルギー対応できない旨を公表(チラシに記載するなど)しましょう。



スタッフは何人くらい集めればいい?

A

- 活動の規模や開催頻度等によって様々です。
- 例えば、参加者20人程度で月1回の開催であれば、7~8人くらいで実施している取組もあります。

どんな場所が使える?

A

- 実施場所は、様々で、地域ケアプラザや自治会・町内会会館のほか、民家で実施している取組もあります。
- 地域ケアプラザや地区センターなどで会場の貸出を行っています。
※利用にあたっては事前に登録などの手続きが必要な場合があります。



どこにどうやって広報したらいい?

A

- ホームページやSNS、街の掲示板や回覧板等で広報している取組が多いようです。
- 自治会や学校などの地域の方から活動の目的や内容について理解を得ておくと、広報に関する協力を得られる場合もありますので、まずは、最寄りの区社会福祉協議会へご相談ください。

活動のための助成金や寄付金はどうやってもらえる?

A

- 「子ども食堂・地域食堂」など、地域の取組に対する助成金制度については、参考資料②(17ページ)をご覧ください。
- 最寄りの区社会福祉協議会へご相談・お問合せいただいても結構です。

食事の提供以外の子どもたちとの過ごし方は?

A

- 例えば、季節ごとにイベントを企画してみるものいいでしょう。夏であれば、夏休みの宿題や自由研究を一緒にやってみてはいかがでしょうか。冬であれば、クリスマス会を催したりする活動も多くあります。その他、年賀状の書き方講座などもいいですね。
- また、「宿題やった?」「今、学校でどんな遊びが流行ってるの?」「どんなことやりたい?」など、子どもたち自身に聞いてみるのも一つの方法です。



気になる子がいたら…

子どもの日常は地域の中にあります。「子ども食堂・地域食堂」等の地域の取組を通じて子どもたちを温かく見守ることで、子どもや保護者との会話の中から困っていることに気づいたり、様子の変化(元気がない、先週はなかった痣がある等)に気づいたりすることができることもあります。また、見守る中で子どもたちとの信頼関係ができれば、子どもたちが本当に困った時に活動者の皆さんに対して声を上げることができるかもしれません。そして、必要な時には区役所などの専門機関につないでいただくことで、子どもたちを社会全体で支えていく仕組みにもなります。

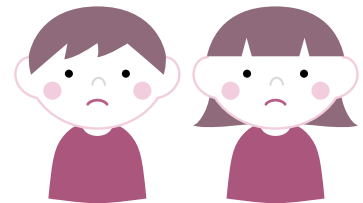
まずは、活動者の皆さんが困った時に相談できる人とつながりましょう。区社会福祉協議会でもお手伝いすることができます。

例えば、主任児童委員は、子どもに関する地域の身近な相談役です。地区担当の民生委員・児童委員と連携・協力して、様々な児童問題について取り組んでいます。

一人で抱え込まずに、子どもたちのことを地域全体で見守り、必要な場合は解決に向けて一緒に取り組みましょう。

なお、困難を抱える家庭は、地域との関わりや制度を利用することを望まない場合もあります。支援や見守りにあたっては、子どもや保護者の思いを傾聴し、気持ちに配慮しながら寄り添うことが大切です。

子どもへの接し方などを学ぶ機会を見つけて参加してみるのもいいでしょう。



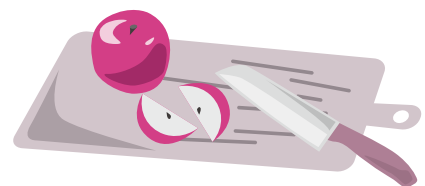
気になる子って？

例えば…

- いつもひとりで、周りと会話しなくて食事をしている子
- 暴力的な行動が目立つ子…など

子どもや家庭への 見守りの視点

- 特別なことや難しいことをする必要はないので、子どもたちに温かなまなざしを向け、声をかけてみましょう。
- 当日の子どもの様子をスタッフ間の振り返りの中で、共有しましょう。(スタッフ以外の人にむやみに口外しないようにしましょう。)





資料集

参考資料① 自分たちの活動を具体化してみるチェックシート

活動内容のこと

活動の目的は? ▶

食堂の名前は? ▶

開催場所は? ▶

開催頻度は? ▶

運営時間は? ▶

対象は? ▶

参加者人数の想定は? ▶

メニューは? ▶

参加費用は? ▶

事前申込制にする? ▶

【事前申込制にする場合】

把握する内容(名前、緊急連絡先など)は?

申込窓口はどこにする?

食事の提供にあたり区生活衛生課に相談した? ▶ YES ・ NO(▶相談先は9ページ)

食物アレルギーのある利用者の食事に対応できる?

▶ YES ・ NO(▶チラシ等にその旨記載しておきましょう。)



自分たちのこと

団体名・グループ名は? ▶

※個人でも活動はできます。

代表者は? ▶

スタッフの役割分担は? ▶

(例えば...)

- ・メニューを決める人
- ・食材を調達する人
- ・場所を確保・予約する人
- ・チラシを作成して配る人
- ・活動資金を管理する人
- ・調理する人
- ・食品衛生に関する責任者

▶

▶

▶

やること

会則・規約(団体としての活動にあたっての基本的なルール)をつくる。

収支計画書をつくる。

団体名義の通帳・印鑑をつくる。

収支報告書をつくる。



会則・規約のひな型 (例)

〇〇〇 (団体名) 会則

第1条 (名称)

本会は「〇〇〇 (団体名)」(以下、本会という。)と称します。

第2条 (目的)

※団体の活動目的・目指すものなどを記載します。

第3条 (活動)

※活動の頻度や内容を記載します。

第4条 (役員)

本会は、代表1名、会計1名、書記1名の役員を選出します。

役員の任期は1年間とします。ただし、再任は妨げません。

第5条 (役員選出)

〇〇〇 (団体名) の役員は総会にて選出して出席者全員の賛成をもって決めます。

第6条 (会合)

総会は年〇回とします。

定例会は毎月〇回とします。・・・など

第7条 (運営費)

会計年度は4月1日から翌年3月31日までとします。

第8条 (細則)

この規約のほか、〇〇〇 (団体名) の細則は会員の話し合いによって決定します。

付則

この規約は平成〇年〇月〇日から施行します。

収支計画書のひな型 (例)

(単位:円)

科 目		前年度予算	今年度予算	差引	説 明 (内訳・算出根拠)
収	① 利用者の利用料/会費				
	② 担い手・ボランティアの会費等				
	③ 他からの助成金・補助金				
	④ その他 (団体の自己資金)				
入	前年度繰越金				
	前年度積立金				
合 計					

科 目		前年度予算	今年度予算	差引	説 明 (内訳・算出根拠)
支	① 人件費				
	② 会場借り上げ費				
	③ 物品購入費				
	④ 謝金				
	⑤ 通信運搬費				
	⑥ 車両経費 (事業に関わる車両に限る)				
	⑦ 保険料				
	⑧ 印刷費				
	⑨ 食品衛生責任者養成講習会費用				
小 計					
	次年度繰越金				
	その他 ()				
	その他 ()				
合 計					



準備するもの

食 材

どうやって用意する? ▶

(例えば...) ・商店街やスーパーなどで購入する。 ・フードバンクを利用する。
・近隣の農家や企業などへ協力をお願いする。

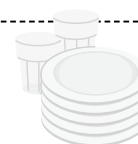
必要な量は? ▶

どこに保管する? ▶

▶

▶

物 品



なにが必要? ▶

(例えば...) ・食器・箸 ・机・椅子 ・洗剤・スポンジ・ふきん
・金庫・電卓・つり銭 ・冷蔵庫・電子レンジ ・受付簿・筆記用具・名札
・看板・のぼり

どうやって用意する? ▶

必要な量は? ▶

どこに保管する? ▶

▶

▶

活動資金

どうやって確保する? ▶

いくら必要? ▶

※参考資料②地域の取組に対する助成金や支援制度(17ページ)も参考にしてください。

広 報

方法は? ▶

いつまでにやっておく? ▶

▶

その他

子どもの送迎はどうする? ▶

活動に対する保険は? ▶

参加する子どもたちの事故対応(食中毒やけが等)など、万が一の時の対応方法は?

▶

参考資料② 地域の取組に対する助成金や支援制度

よこはま ふれあい助成金

よこはまふれあい助成金は、より豊かな市民社会実現のために、市民の自発性のもと、横浜市内で行われる非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業の支援を目的として、横浜市社会福祉協議会および各区社会福祉協議会が実施しています。

区社会福祉協議会受付分(継続的奨励助成)

対象事業(一例)

サロン、子ども食堂、若者支援
(フリースペース、居場所づくり、学習支援等)

助成対象経費

ボランティア謝礼、交通費、ボランティア活動保険、
活動場所の借上げ料、物品購入費等

相談・申込先

各区社会福祉協議会(本ガイドブック23ページを参照してください。)

市社会福祉協議会受付分

対象事業

横浜市地域福祉計画に沿って、
新たに取り組む先駆的な事業に対する支援事業

助成対象経費

ボランティア謝礼、交通費、ボランティア活動保険、
活動場所の借上げ料、物品購入費等

相談・申込先

横浜市社会福祉協議会(横浜市ボランティアセンター 201-8620)
<http://www.yokohamashakyo.jp/yvc/>

※ふれあい助成金は、飲食経費等対象外になるものがありますのでお問合せください。

横浜市内で実施している各種支援

横浜市内では、地域の子どもの居場所づくりに関する支援を行っています。補助金の交付をはじめとした各種の支援情報について、下記サイトで御案内しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/ibasyo/>

※横浜市内で地域活動に取り組む個人や団体、
またはこれからそうした活動に参加したいという方に向け、
各種支援制度や、相談窓口等に関する情報を発信しています。

横浜市 地域活動支援制度ガイド



参考資料③ 食品衛生について

「子ども食堂・地域食堂」の活動を行うにあたっては、食品衛生の観点も大変重要です。

参加する子どもたちや活動者である自分たちを守るためにも、基本的なルールを守り、安心・安全な食事提供を心がけましょう。

「子ども食堂・地域食堂」活動記録をつくりましょう!

毎回の開催日時や場所、参加者数、提供メニュー、スタッフ数、緊急時の連絡先リスト(保護者・医療機関・区福祉保健センター生活衛生課等)などを記録しておく
と、便利です。



参考 記録表のひな型

○活動記録表

No.	日付	開催時間	開催場所	提供メニュー	参加人数	スタッフ人数	
						うち、調理担当者	
(例)	6月1日	17:00-19:00	○○地域ケアプラザ	カレー	子ども30人、大人20人	10人	3人
1							
2							
3							
4							
5							

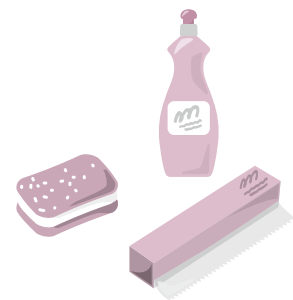
○参加者名簿

★6月1日開催分

No.	氏名	学年	地区	緊急連絡先	緊急連絡の相手
(例)	○○○○	小3	○○町1丁目	090-0000-0000	母親
1					
2					
3					
4					
5					

食品衛生に関するグッズを準備しましょう!

- 作業着やマスク、三角巾や帽子(毎回、清潔なものを身に付けましょう。)
- 石鹸、消毒液(手指の洗浄・消毒に使います。)
- 台所用洗剤、食品に使用できる消毒液
- スポンジ、ふきん、雑巾、ラップ、アルミホイル
- 肉・魚の保存用ビニール袋・保存容器
- 使い捨てペーパータオル(手指の洗浄後などに使います。)
- 使い捨て手袋(盛り付けの際などに使います。)
- 中心温度計(加熱調理する食品の中心部の温度を測定する際に使います。)



調理施設の環境は

- 1 調理する場所は、区画された専用の調理室であることが望ましいです。
- 2 消毒効果のある液体石けんで十分に洗浄し、使い捨てのペーパータオルで拭いた後、アルコール噴霧等で消毒しましょう。なお、手洗い場は調理用の流しとは別に設けることが望ましく、洗浄用の石鹸、消毒用の殺菌剤、拭き取り用のペーパータオルを備えましょう。
- 3 まな板や包丁などの洗浄と消毒を行うため、台所用の洗剤と食品に使用できる消毒剤（塩素系殺菌剤等）を用意します。消毒用アルコールを使用する場合は、火気に十分注意し、効果的な場所に使用します。
- 4 調理室が狭い、調理従事者が集まらないなど実際にはいろいろな問題が発生します。メニュー変更や食数制限をする必要が生じる場合もあります。余裕を持った献立作りをしましょう。
- 5 食材を保管する冷蔵庫、調理器具や食器を保管する棚を準備しましょう。

調理を担当する人は

- 1 日頃から健康には十分注意しましょう。
- 2 調理を始める前には、手指の傷、体調（発熱、下痢、嘔吐はないか、等）を確認し、異常がある場合は調理・盛り付け・配膳等、食品に携わる作業をしないようにしましょう。また、調理担当者の同居家族についても体調に問題がないか確認し、ノロウイルスなどの感染のおそれがある場合は、食品に携わる作業に従事しないようにしましょう。なお、体調に異常がある場合は、その記録を取っておくことをお勧めします。
- 3 調理前には、爪は短く切り、指輪や時計は外しましょう。
- 4 調理時には、清潔な作業衣、帽子及びマスクを着用しましょう。
- 5 調理開始前、トイレの後は、必ず手指の洗浄と消毒をしましょう。また、調理中も、肉や魚などを触った後や、盛り付けの前など、作業の内容を替えるときには、手指の洗浄と消毒をしましょう。使い捨ての手袋を上手に利用し、作業工程が変わるごとに交換しましょう。
- 6 責任者の方は、調理前に十分に調理する方に衛生管理のポイントを伝えるとともに、守られているかチェックしましょう。

参考 調理担当者の衛生点検表

【確認項目】

本人：体調不良（下痢、嘔吐、発熱）はないか、手指の傷はないか。

同居者：同居者に下痢、嘔吐、発熱している者はいないか。

【記載方法】

ない(いない)：○を記入

ある(いる)：×を記入し、責任者へ連絡した上、措置欄に措置内容を記入する

氏名	★★ ★★			△△ △△			□□ □□			☆☆ ☆☆			▲▲ ▲▲			措置
	体調不良	手指の傷	同居者	体調不良	手指の傷	同居者	体調不良	手指の傷	同居者	体調不良	手指の傷	同居者	体調不良	手指の傷	同居者	
(例)6/1	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△：調理担当ではなく、 会計担当とする

食品の取扱い

1 食品の仕入れ

- 肉、魚、野菜などの生鮮食品は、新鮮な物で当日使いきれの量を購入しましょう。
- 表示のある食品は、消費期限などをよく確認し購入しましょう。
- 納品された食品は、鮮度などを確認して使用しましょう。

2 食品の保存

- 冷蔵や冷凍が必要な食品は、速やかに冷蔵庫や冷凍庫に入れましょう。
- 冷蔵庫は、食品の詰め込み過ぎに注意しましょう。目安は7割程度までです。
- 冷蔵庫、冷凍庫は、開け閉めをできるだけ少なくして、冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は-15℃以下を目安に温度管理しましょう。温度を確認するための温度計を用意するとよいでしょう。
- 冷蔵庫内の食品は、生鮮食品は当日使い切り、その他の食品は早めに使い切るようにしましょう。
- 肉や魚などは、それぞれビニール袋や容器に入れ、冷蔵庫内の他の食品に肉汁などがかからないようにしましょう。

3 調理器具

- まな板や包丁などの調理器具、食器類は清潔なものを使用しましょう。
- 施設に備え付けの器具等を使用するときは、調理前によく洗い、消毒してから使用しましょう。
- まな板や包丁などの調理器具は、「肉用」、「魚用」、「野菜用」、「加熱調理後食品用」など、区別して使い分けるのがよいでしょう。

4 食品の調理

- 野菜は、よく洗って使いましょう。
- 生の肉や魚を切った後、使ったまな板や包丁はよく洗い、熱湯をかけるなどして消毒しましょう。手指の洗浄、消毒も忘れないようにしましょう。
- 冷凍食品や凍った食品の解凍は冷蔵庫の中で行い、室温に放置して解凍するのはやめましょう。
- 加熱調理する食品は、その食品の中心部まで十分に加熱しましょう。中心部の温度が75℃で1分間（ノロウイルス対策には、85℃以上で90秒以上）以上になるまで加熱するのが目安です。中心温度計で確認することをお勧めします。
- 調理中の食品や調理後の食品は、調理台の上などに室温で放置せず、わずかな時間であっても冷蔵庫で保冷するか、できたらすみやかに食べましょう。
- 調理後の食品の盛り付けは、専用の箸や使い捨ての手袋を使用しましょう。
- 自宅で調理したものは提供できません。
- 提供する食品は加熱調理したものとし、あたたかいうちに早めに食べてもらいましょう。
- 食中毒を防止するため、野菜も加熱したメニューで提供しましょう。
- 食べきれの量を提供すること、持ち帰らせないことも大切な食中毒予防策です。
- 提供した食品は、検食（いざという時の検査検体）として、飲料を除いて50g以上を、0℃以下で72時間以上（1食を冷凍庫で3日間以上）保管できるとよいでしょう。

参考 調理管理記録方法は以下をご参照ください。

【HACCP*の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書『小規模な一般飲食店』】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html



※HACCPとは、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握し、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程で、危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。

アレルギー対策

- 1 アレルギー対応が必要な子どもがいるかを確認しましょう。
- 2 アレルギーのある子どもに対応する場合は、原材料の表示を全て確認すること(特に加工食品の中に特定原材料が使用されていることがあります。)や調理器具を専用に用意するなどの細心の注意が必要です。

食中毒かもしれないと思ったら・・・

- 1 直ちに、発症者を医療機関へ受診させるとともに、区の福祉保健センター生活衛生課へ連絡してください。
- 2 参加者全員に発症の有無を確認するとともに、次のことを整理しておいてください。

- 食事提供の状況(日時、場所、参加者数、提供メニュー)
- 症状の発生状況(下痢や嘔吐などの有無、発症者数、医療機関への受診状況)
- 提供した食事が残っていたら、冷凍庫又は冷蔵庫に保存しておいてください。可能な限り1食分程度多めに作っておき、3日間程度、冷凍保管しておいてください。食中毒かもしれない場合、原因の究明に役立ちます。

※参加者の名前及び緊急連絡先を事前に把握しておきましょう。このほか、緊急時の連絡先リスト(医療機関・区福祉保健センター生活衛生課等)を作成しておく、便利です。

【緊急時の連絡先(医療機関)】

病院名	電話番号	メモ(診療時間など)

【緊急時の連絡先(区福祉保健センター生活衛生課)】

青葉区	☎978-2463	瀬谷区	☎367-5751
旭区	☎954-6166	都筑区	☎948-2356
泉区	☎800-2451	鶴見区	☎510-1842
磯子区	☎750-2451	戸塚区	☎866-8474
神奈川区	☎411-7141	中区	☎224-8337
金沢区	☎788-7871	西区	☎320-8442
港南区	☎847-8444	保土ヶ谷区	☎334-6361
港北区	☎540-2370	緑区	☎930-2365
栄区	☎894-6967	南区	☎341-1191

※横浜市の市外局番は「045」です。

参考資料④ ボランティア活動保険、ボランティア行事用保険、市民活動保険のご案内

活動時の万が一の事故やケガへの備えとして、保険に加入しましょう。

ボランティア活動保険

お問い合わせ・申請先 各区社会福祉協議会

加入したボランティアの活動時のけがや事故に対応する保険です。
(保険適用の一事例:調理中のケガ、活動から帰る時に転倒した場合 など)

ボランティア行事用保険

お問い合わせ・申請先 各区社会福祉協議会

ボランティア活動や地域福祉活動の行事における主催者や参加者のけがなどを補償する保険です。
(保険適用の一事例:参加している子どもが転んでけがをってしまった場合 など)

※ボランティア活動保険、
ボランティア行事用保険の詳しい保険の内容はこちら

㈱福祉保険サービス <https://www.fukushihoken.co.jp/fukushi/front/top.php>



市民活動保険

お問い合わせ・申請先 各区役所総務課

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市があらかじめ保険料を負担し、保険会社と契約をしている制度です。市内でボランティア活動(自主的に行う公益性のある奉仕活動)を行う方が対象になります。事前の登録・加入手続きは不要ですので、事故発生後に手続きをしていただきます。ご提出いただく書類がありますので、詳細は下記ホームページを御参照ください。

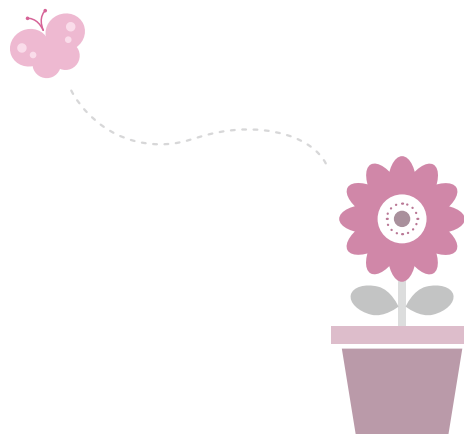
※市民活動保険の詳しい内容はこちら

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/shien/hoken/hoken.html>

市民活動保険 横浜市

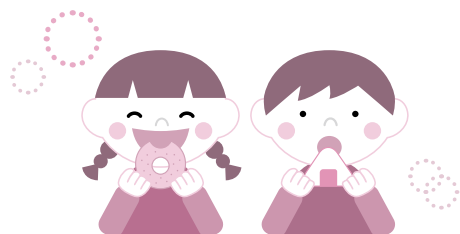


※対象にならない活動もありますので、お申込みの際は各窓口にお問い合わせください。
※上記のほか、民間で実施している保険もあります。



参考資料⑤ フードバンクのご案内

フードバンクとは、各家庭や食品を取り扱う企業から、まだ安全に食べられるのに廃棄されてしまう食品を引き取り、福祉施設や子ども食堂等へ無償で提供する団体・活動を言います。横浜市内で活動する団体からの食品提供を希望される場合は、各団体ホームページをご覧ください。



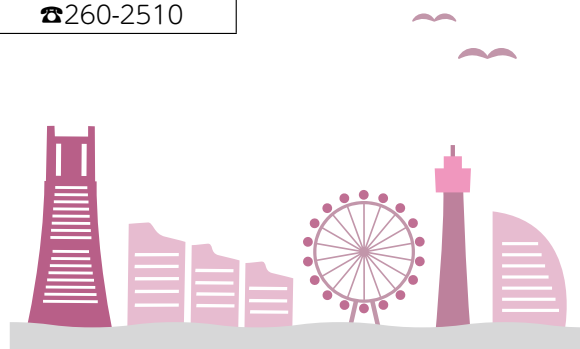
- NPO法人 フードバンク横浜
<https://fbyokohama.jp/>
- NPO法人 神奈川フードバンクプラス
<http://foodbankplus-kanagawa.org/>
- 公益社団法人 フードバンクかながわ
<https://www.fb-kanagawa.com/>

参考資料⑥ 横浜市 各区社会福祉協議会

【区社会福祉協議会】

青葉区	☎972-8836	瀬谷区	☎361-2117
旭区	☎392-1123	都筑区	☎943-4058
泉区	☎802-2150	鶴見区	☎504-5619
磯子区	☎751-0739	戸塚区	☎866-8434
神奈川区	☎311-2014	中区	☎681-6664
金沢区	☎788-6080	西区	☎450-5005
港南区	☎841-0256	保土ヶ谷区	☎341-9876
港北区	☎547-2324	緑区	☎931-2478
栄区	☎894-8521	南区	☎260-2510

※横浜市の市外局番は「045」です。





横浜市こども青少年局企画調整課

電話: 045-671-4281 FAX: 045-663-8061 Eメール: kd-kikaku@city.yokohama.jp

令和3年3月発行